

平成23年度「中間的就労支援推進事業」 募集要項

京都府では、様々な問題を抱え就労が困難な状況にある方に対して、国からの「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し、就労により社会的自立を支援するための各種事業に取り組んでいます。

この事業は、生活保護受給者や生活保護世帯に準じた又は同程度の生活困窮状態にある者、ひきこもり・ニート等様々な問題を抱えている方に対して、継続的な就労の場を提供していただき、社会的な自立を目指しております。

この趣旨をご理解いただき、この事業の実施を希望される中小企業の皆様や当該企業を含むネットワークを有する団体の皆様は、この募集要項により応募してください。

<募集期間>

平成23年9月13日（火）～9月20日（火）

1 募集する事業の要件

○ 府内の中小企業や当該企業を含むネットワークを有する団体（以下、「中小企業等」という。）が実施する事業で、生活保護受給者や生活保護世帯に準じた又は同程度の生活困窮状態にある者、ひきこもりやニート等の失業者の方に就労の場を提供していただき、継続的に雇い入れることを前提とする事業を対象とします。

◆ また、次の事項をすべて満たすことが必要です。

- (1) 今までに社会的弱者の方等の就労支援や社会生活の自立支援に取り組んだ経験又はその計画を有していること。
- (2) 委託事業に係る経費のうち、新規雇用する失業者の人件費が概ね4分の3以上であること。
- (3) 道路、河川等の美化事業や施設の維持・管理業務、建設・土木事業でないこと。
- (4) 新規雇用者の指導に当たる責任者（実践実習サポーター）を配置すること。
- (5) 新規雇用者の業務日誌を備えること。

2 応募の対象となる中小企業等の要件

- (1) 京都府内に事業所を有すること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。
- (3) 委託事業を的確に遂行できる能力を有すること。（現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 労働保険・社会保険の適用事業であること。
- (6) 応募の日から起算して6ヶ月前の日から応募の日までの間に、雇用する労働者を事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）したことがないこと。
- (7) 応募の日において、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の申請手続きをしていないこと。
- (8) 府税、消費税または地方消費税、社会保険等の滞納がないこと。
- (9) 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けていないこと。

※ 応募の対象となる中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に定めるものをいいます。

3 事業費（委託費）

- 事業費は、人件費及び人件費以外の経費とします。
- 新たに雇用する対象労働者の「人件費」は、
 - ・ 日額7,100円程度を想定しています。
 - ・ ただし、賃金等の決定については、企業における他の従業員の賃金水準との均衡を踏まえた上で決定してください。
 - ・ また、通勤手当や事業主負担分の社会保険料等も人件費の対象となります。

- ・ 事業費の概ね4分の3以上となる必要があります。
- 人件費以外の経費は、
 - ・ 新たに雇用する対象労働者を指導する「実践実習サポーター」の経費や消耗品や事業の実施に係るその他の経費をいいます。
- 委託額は、1人あたり150万円（雇用期間7月で計算。消費税抜き）を上限とし、受け入れた人数を乗じた額とします。
 - ※本事業における新たに雇用する対象労働者数は10人を予定しています。
 - ※提案額が、1人あたりの上限（150万円（雇用期間7月で計算。消費税抜き））を超えた場合は、失格とします。

4 募集開始日及び応募の方法

- 募集開始日
 - 平成23年9月13日（火）から9月20日（火）まで
- 応募の方法
 - 下記の書類を、京都府緊急経済・雇用対策課（府庁2号館3階）に持参又は郵送してください。
 - ※直接持参される場合の受付時間は、土、日、祝日を除く、平日の8時30分～17時15分です。
- 提出書類 < 各1部 >

- (1) 応募申込書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 経費見積書（様式3）
- (4) 宣誓書（様式4）
- (5) 直近1期分の決算書（収支計算書、貸借対照表）の写し又は確定申告書の写し
 - ※ 創立1年以内の企業等は確定申告書の写し又は税務署への事業開始届の写し
- (6) 会社については商業登記簿謄本の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- (7) 府税の納税証明書（滞納が無いことが確認できるもの）

- その他
 - (1) 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とします。
 - (2) 提出された企画提案書等は返却しません。
 - (3) 企画提案書等、契約その他手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

5 審査の方法及び選定要件等

- 審査の方法
 - 提出書類による書面審査を原則とし、必要に応じてヒアリングを実施します。
- 選考基準
 - 選考基準は次のとおりです。
 - ① 当該事業の理解度
 - ② 事業実施の的確性
 - ③ 労働要件の妥当性

④ 委託事務の実施体制

○ スケジュール

平成23年9月13日（火）から随時受付、事業選定

6 事業報告

- 委託を受けた企業等は、事業完了後速やかに、事業実施報告書（様式5）を提出していただくことになります。

7 委託契約の締結（委託期間、委託金の支払等）

- 本事業は府の委託事業となりますので、下記の点にご注意願います。
 - (1) 委託事業の成果等は、原則として府に帰属します。
 - (2) 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や府の会計規則をはじめとする諸規程が適用されます。
 - (3) 契約期間は、平成24年3月末までで、別途、府が指定する期間とします。
 - (4) 京都府会計規則に基づき、契約保証金として、契約額の100分の10に相当する額を納付していただきます。（ただし、納付が免除される場合があります。）
 - (5) 委託金の支払いは、原則として事業終了後の精算払いとしますが、委託金の一定の範囲まで前金払いすることも可能です。
 - (6) 企画提案いただいた事業の規模等については、調整の上、変更させていただくこともあります。

8 事業実施上の留意点

- 委託事業の実施にあたっては、契約書及び仕様書に従うとともに、定期的に事業の進捗状況を府に報告していただくことになります。
また、事業の受託により得られた情報等については、委託事業終了後においても守秘義務がありますので、ご留意願います。
- 本事業の取り組み状況や成果については、府のホームページや広報紙等で公表する場合があります。

9 問い合わせ先・応募窓口

京都府商工労働観光部 緊急経済・雇用対策課

（京都府庁2号館3階西側）

〒602-8570（府庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。）

電話 (075) 414-4872

FAX (075) 414-5092

- 企画提案の応募に当たり、不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
- 申請応募書類は、京都府のホームページからダウンロードすることができます。
（府ホームページ > 産業・しごと > 労働 > 緊急雇用対策 > 緊急経済・雇用対策課）